

がん対策加速化プラン、位置付けを明確化して議論を

がん対策推進協議会（会長：門田守人・公益財団法人がん研究会理事・名誉院長）は 9月17日、がん対策加速化プランの全体像について議論を行った。

がん対策加速化プランは、今年6月1日に開かれたがんサミットにおける安倍晋三首相の指示を受け、年内を目途に策定することになっている。今回、事務局は、同プランの骨子案（下表参照）及び各項目の論点案を提示した。

【がん対策加速化プラン骨子案】

○基本的な考え方		
○具体的施策		
①がんの予防・早期発見 がんの早期発見 がん教育・普及啓発 たばこ対策の推進 感染症等によるがん予防	②がんの治療・研究 がん医療の均てん化 希少がんの対策、難治性がんの対策 「がん研究10か年戦略」に基づく研究開発の推進 ライフステージを意識したがん対策の充実 がんに係るゲノム医療の推進	③がんとの共生 緩和ケアの推進 がん患者の就労支援

①については、論点案として、がん検診の受診率向上や精度管理の向上、保険者によるがん検診の位置付けや実態把握等の他、学校におけるがん教育の全国展開に向けた課題・対応策、たばこ対策、発がんリスクを高める感染症対策・研究等が挙げられた。

②では、現在がん診療連携拠点病院を全国で401施設、地域がん診療病院を20施設指定している一方で、拠点病院における標準治療の実施割合は推計で4～8割と均てん化が十分でない状況を受け、拠点病院等を中心としたがん医療の質の向上が盛り込まれた。また、希少がんの情報集約・発信、人材育成、病理診断等の推進や、研究者・医療者・患者等の関係者が一体となったがん研究の強化、小児がんの医療提供体制、AYA世代の医療・支援の在り方、さらに、がん領域におけるゲノム医療の推進が挙げられている。

③は緩和ケアについて、国民の認識が未だ十分でないことや医療用麻薬の使用量の少なさを踏まえた緩和ケアのさらなる推進や、副作用・合併症の研究、標準治療の普及等が挙げられた。がん患者の就労に関する相談支援、患者・主治医・産業保健スタッフ・人事労務担当者等の連携・情報共有の在り方等も論点案に含まれている。

門田会長は「第2期がん対策推進基本計画（～2016年度）と第3期計画（2017年度～）の間に似たような計画を立てても意義は少ない。骨子案のように全体を網羅しようとするのではなく、ポイントを絞り、基本計画をサイドから支えるという考え方を取るべきではないか」と、加速化プランの位置付けを明確化した上で今後議論を進めていくよう訴えた。

■がん対策基本法改正への意見取りまとめは会長預かりに

超党派議連「国会がん患者と家族の会」により改正が求められているがん対策基本法については、各委員から修正内容案が出たが、堀田知光委員（国立研究開発法人国立がん研究センター理事長）は「基本法は大きな枠組みであり、細かな調整はがん対策推進基本計画等で対応すべき」と慎重な姿勢を示した。時間の都合上、議論は今回で終了し、委員からはメールで意見を募った上で、門田会長及び事務局により取りまとめる運びとなった。

次回会合は、10月23日開催予定。